

地域に移譲する権限と財源について

地域分権推進基本方針(案)において、市は、認定を受けた地域自治組織が実施する事業に必要な権限や財源を移譲することを述べているが、その内容は次に示すとおりである。

1 地域自治組織が実施する事業

(1) 継続事業・・・現在、コミュニティなどが小学校区単位で行っている地域課題の解決に向けた自主事業

- 例) ① 地域の体育振興に関する活動
② 地域の文化振興に関する活動
③ 地域の環境に関する活動
④ 地域の福祉向上に関する活動
⑤ 地域の安全に関する活動
⑥ 地域の小・中・高校生を中心とした青少年の異年齢交流、異世代交流を進める活動、地域住民、学校、関係機関・団体との連携強化による、青少年育成運動の推進に関する活動及びこれら活動の組織体制の強化や資質向上に関する活動 など

(2) 新規事業・・・地域課題を解決するため、新たに実施する自主事業

- 例) ① コミュニティビジネスの展開
② 青空市場の運営 など

(3) 行政サービス・・・市がサービスを提供すべき業務のうち、地域が実施することで地域課題の解決や地域自治組織の強化に寄与する業務

- 例) ① 公園の管理運営
② 留守家庭児童育成クラブの運営
③ 公民館の管理運営 など

※ なお、これらの事業等は、地域別構想の実現に向けた地域別計画に位置付けられることが必要である。

2 事業の実施にかかる財源

地域自治組織が実施する事業の実施に必要な財源は、一括交付金または委託料を基本とする。

地域自治組織は、前述の(1)継続事業については設立当初から実施するものとし、(2)新規事業については地域の課題に応じて実施するものとする。

市は、事業の実施に必要な財源を一括交付金として地域自治組織へ移譲するものとする。

前述の(3)行政サービスについては、委託できる業務をメニュー化して地域自治組織へ示し、双方合意のうえ地域自治組織が実施する業務に対して、市は委託料を負担するものとする。

(1) 一括交付金についての基本的な考え方

地域分権制度における一括交付金は、地域自治組織がその地域の総合的な課題解決に向けて、自主性を発揮することができるよう、柔軟で使いやすいものとする。

そのため、余剰金の繰越しや基金等への積立て等、一定の自由度を認めるものとする。ただし、公金としての適正な管理を行うため、市への実績報告や市による監査などの仕組みを整備するものとする。

一括交付金の総額についての考え方は、次のとおりである。

ア 現状のコミュニティ推進(連絡)協議会での活動を担保できる予算規模であること。

イ 現状のコミュニティ推進(連絡)協議会の自主財源である自治会からの拠出金分を前提とせず、必要経費が賄えること。

ウ 地域別計画に基づく新たな地域課題に対応できる予算規模であること。

(2) 一括交付金の財源について

現在、コミュニティ推進(連絡)協議会等の地域団体に対して交付されている補助金のうち、

- ① コミュニティ組織活動補助金
- ② ジョイフル・フレンド・クラブ活動補助金
- ③ 防災資機材管理等活動事業補助金
- ④ 小学校区体育振興会補助金
- ⑤ コミュニティ活動設備等整備事業助成金
- ⑥ 福祉デザインひろばづくり事業補助金
- ⑦ コミュニティスペース事業補助金
- ⑧ 子ども会連絡協議会補助金

の8つの補助金(4P参照)については、川西市補助金等審議会の答申において、統合できるものとの結論を得ている。

これは、交付手続き等の効率化はもとより、将来予定している地域分権制度の導入後にお

いて、統合することで、地域がより自主性を発揮しうるものとの判断に基づくものである。

したがって、新しい地域自治組織が、現行のコミュニティ推進(連絡)協議会をベースとする組織となる可能性が極めて高い中で、現在交付しているこれら8つの補助金の総額は、新たな地域自治組織が活動を行うために必要な経費であると言い換えることができる。

さらに、各コミュニティ推進(連絡)協議会の活動費の財源内訳をみると、それぞれに自治会からの拠出金が入っており、この合計は約700万円となっている。

また、新しい自治組織は、広報活動や自治会活動の強化などに向けた取り組みも充実させる必要があることから、一定の上積みも必要である。

これらを総合的に考慮した結果、一括交付金の総額は5,000万円とする。

なお、地域によって、地域分権制度の適用時期に違いが生じることが予想されるが、地域分権制度を適用するまでの間、その地域については、従来どおり個別の補助金を交付する。

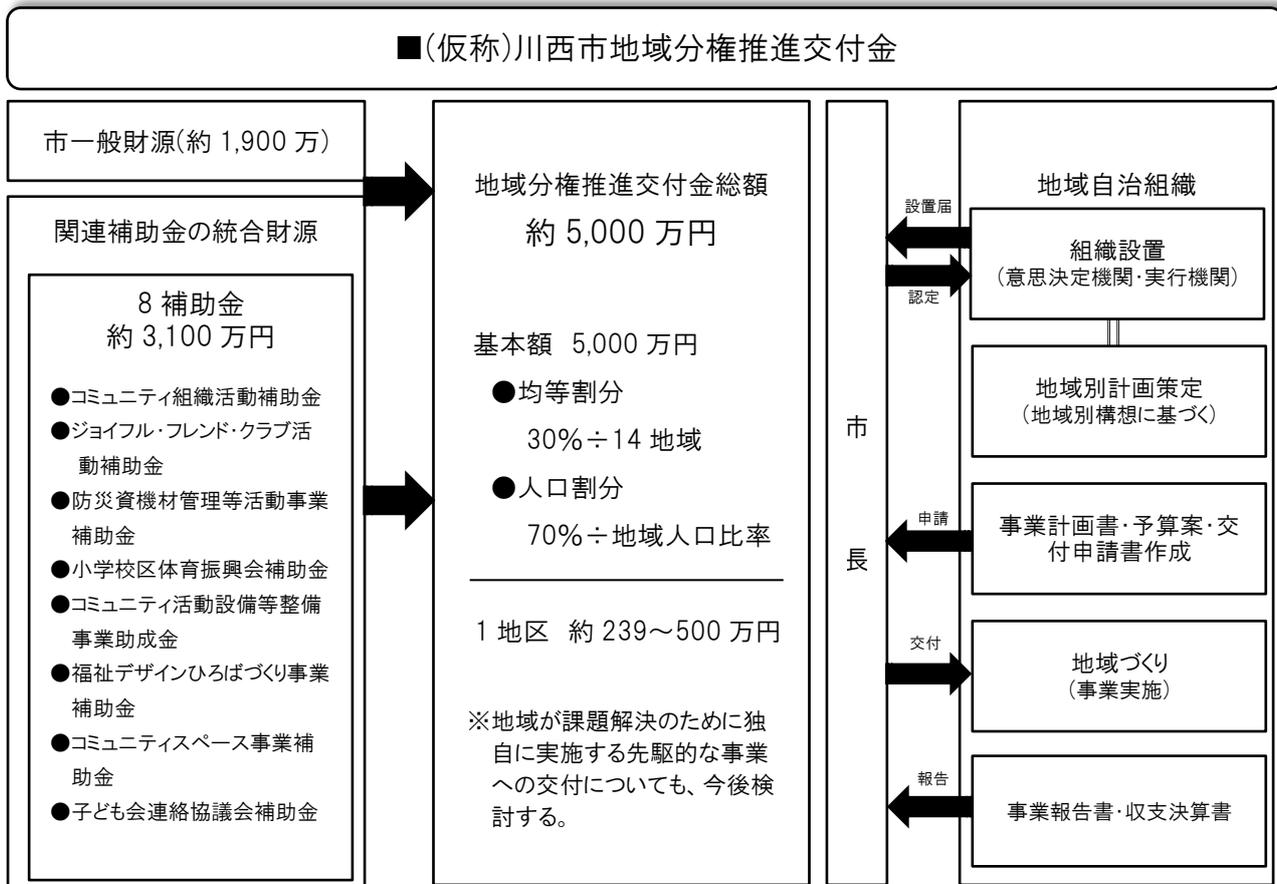
(3) 交付金の各地域への配分について

他の自治体での実例を参考とし、次の2つを算定の基礎として地域ごとの一括交付金の額を算定する。

- ① 均一的な活動を担保する「均等割」30%
- ② 地域自治組織の構成員の規模の相違による実行予算を確保する「人口割」70%

以上により算定した地域ごとの交付金額は、資料3のとおりである。

【交付金イメージ図】



【参考】

(平成 25 年度予算額、単位：円)

統合補助金	コミュニティ組織活動補助金	14,421,000	31,371,000
	ジョイフル・フレンド・クラブ活動補助金	3,200,000	
	防災資機材管理等活動事業補助金	800,000	
	小学校区体育振興会補助金	504,000	
	合計	18,925,000	
統合可能補助金	コミュニティ活動設備等整備事業助成金	218,000	
	福祉デザインひろばづくり事業補助金	10,080,000	
	コミュニティスペース事業補助金	1,500,000	
	子ども会連絡協議会補助金	648,000	
	合計	12,446,000	